

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年7月10日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市立図書館魅力発信業務

(2) 業務の目的

今治市立図書館（以下「当市図書館」といいます。）は、今治市立図書館条例に基づき、資料等の提供を通じて市民の知る権利を保障し、また生涯学習等の学習要求を支援することにより、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的に設置されています。

今治藩校克明館の蔵書等を継承し、大正末期に今治市立図書館となり、今治市民の図書館として歩み始めてから、来年で100年の節目を迎えます。当市図書館は、今治市の歴史・文化などの記録を収集しながら、今治市の知の拠点として、市民とともに、この100年を重ねて参りました。これら今治市の記憶を未来に伝えていくことは、当市図書館にとって大きな責務です。

また、現在では今治版ネウボラの展開に併せ、0歳から18歳までの若者とその子育て世代が集い学ぶことで、親も子も一緒に育つ「育ちのサテライト」をコンセプトにした機能強化に加え、「人生100年時代」を迎え、誰もが、いくつになっても学ぶことができる図書館サービスの充実を目指しています。

本業務は、当市図書館のこれらの魅力を、外部視点から新たに発掘し、広く発信することで、その認知度を高め、これまで以上に今治市立図書館の利用促進に繋がるよう取り組むものです。

(3) 業務内容

別紙「今治市立図書館魅力発信業務仕様書」のとおり
(以下「仕様書」といいます。)

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

(1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

(6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務と種類をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む）を有すること。※官民事業を問わない。

5 担当部署

今治市教育委員会事務局

教育政策局 生涯学習課

〒794-0027 愛媛県今治市南大門町2丁目5番地1

TEL：0898-36-1602

FAX : 0898-32-5722

E-MAIL : tosho@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年7月10日（木）から令和7年7月22日（火）午後5時15分まで

(2) 配布場所

今治市教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/sgakusyuu/>

(3) 配布方法

前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年7月10日（木）から令和7年7月22日（火）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和7年7月25日（金）までに通知します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書受領から令和7年8月12日（火）午後5時15分まで
（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第5号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式第6号）
- エ 業務実施予定体制（様式第7号）

(4) 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書はA4版で作成してください。
- イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。
- エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

(5) 提出部数

- ア 正本1部
- イ 副本10部

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるもので

はありません。

イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めています。
- (ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

10 選定方法

選定は、今治市立図書館魅力発信業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」による企画提案力の評価が高い参加者を上位とします。

プレゼンテーション等は、説明員と審査員が対面で行う方法とします。
なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合は、今治市立図書館魅力発信業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について併せて通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。

なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。